

# 日本建築学会大会原子力建築運営委員会若手優秀発表賞選考 内規

2018年6月7日

日本建築学会 構造委員会 原子力建築運営委員会

## 1. 選考実施要件

・日本建築学会大会の構造部門「原子力プラント」のセッションで発表を行った講演者のうち、原則として、若手優秀発表賞の選考対象者が10名以上の場合、本内規に基づいて選考を実施する。

## 2. 選考対象

・選考対象は、構造部門「原子力プラント」のセッションにおける講演者のうち、若手（発表年度の4月1日現在の年齢が30歳未満の者）の発表とする。

## 3. 選定数

・選定数は、選考対象件数の10%程度とする。

## 4. 審査・選考方法

### (1) 構成

#### 1) 選考委員会

・選考委員会は、原子力建築運営委員会の主査・幹事および主査に指名された会員若干名で構成する。

#### 2) 評価者

・評価者は、選考委員会が選定する。

### (2) 選考基準

・評価者は、採点シートの下記評価項目に基づいて選考する。

①研究発表梗概の内容：研究内容のレベル、梗概の出来映え、その他。

②プレゼンテーション（発表）：研究内容の理解度、発表の明晰さ、分かりやすさ。発表時間の配分、質疑等の受け答え。

### (3) 評価方法

#### 1) 採点

・評価者は、担当する講演セッションに参加し、上記選考基準①②の評価項目に対してそれぞれ10点満点で採点する。その際、担当した対象者の平均がおおむね6点になるように適宜、調整する。ただし、対象件数が少ない場合にはこの限りではない。評価者は採点シートを選考委員会に提出する。

#### 2) 選考

・学術講演会終了後、選考委員会が採点結果を取りまとめ、その採点結果をもとに総合的に判断し、若手優秀発表賞候補者を選定する。

・この選定結果を原子力建築運営委員会に諮り、承認を得る。

以上